

税制上の優遇措置について

学校法人船田教育会「作新学院大学、作新学院大学女子短期大学部」は、文部科学省より寄付金控除の対象となる証明を受けています。個人の皆様、法人の皆様方がご寄付をされた場合、税制上の優遇処置を受けることができます。

1. 個人の場合

学校法人船田教育会に寄付をされた場合、寄付金控除は、下記の 所得控除制度を受けることができます。

(1) 所得税および所得の寄付金による控除

所得控除制度

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

1. 寄付金額が年間 2,000 円を超える場合には、その超えた金額が、当該年の所得金額から控除されます。

$$\text{寄付金額}^{\ast 3} - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額}$$

※3 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の 40%が上限となります。

2. 確定申告の際には、①寄付をいただいた際に送付させていただいた『特定公益増進法人証明書(写)』と、②本学発行の『領収書』 または お手元の『払込受領証(裏面に寄付金の領収書に代わる旨が明記されているもの)』が必要となります。

(2) 個人住民税の寄付金による控除

作新学院大学及び作新学院大学女子短期大学部へご寄付された翌年 1 月 1 日のご住所が寄付金税額控除の対象として条例で指定している自治体にお住まいの方は、確定申告の際に、住民税の寄付金控除もあわせて申告することにより、翌年度の住民税から控除されます。確定申告をせずに住民税の寄付金控除のみを受ける場合は、自治体に申告してください。

$$(\text{寄付金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{住民税控除率}^{\ast 2} = \text{住民税控除額}$$

※1 控除対象となる寄付金額は、ご寄付された年の総所得金額等の 30%が上限となります。

※2 住民税控除率は、都道府県の指定は 4%、市区町村の指定は 6%、双方の指定は合計の 10%となります。

※上記について本学を住民税控除の対象法人として指定した自治体から要請があった場合は、寄付者名簿を提出することになっておりますので、ご了承願います。寄付者名簿には、寄付者氏名、住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。

1. (3) 寄付金控除の手続き

ご寄付いただいた翌年に所轄税務署で確定申告を行ってください。確定申告の際には、①『特定公益増進法人証明書(写)』と、②本学発行の『領収書』 または お手元の『払込受領証(裏面に寄付金の領収書に代わる旨が明記されているもの)』が必要となります。

※年間に複数回ご寄付いただいた場合、その都度の「寄付金領収証」が必要ですが、証明書(写)は初回にお送りする 1 枚のみで申告可能です。

※確定申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から作成することをお勧めします。

※確定申告についてのご相談は、所轄税務署へお問い合わせ願います。

2.法人の場合

企業などの法人からの寄付金につきましては、当該事業年度の損金に算入することができます。

● 受配者指定寄付金の場合

この税法上の優遇処置を受けるためには日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という）宛に申込手続きをする必要があります。事業団への諸手続きは当大学で行います。なお、損金算入手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。「寄付金受領書」は本学を經由して寄付者にお送りいたします。

1. 本学に入金された寄付金は、本学から一旦、事業団に入金します。
2. 寄付者に交付する「寄付金受領証」が事業団から本学に送られ次第、寄付者にお送りいたします。

※損金算入については：事業団が寄付金を受領した日が損金算入日となります。当該決算期に損金処理をされる予定の場合には、諸手続きの関係上少なくとも決算日の1か月前までに、お払い込みいただけるようお願い申し上げます。

受配者指定寄付金については、こちら↓をご覧ください。

日本私立学校振興・共済事業団ホームページ

<寄付金パンフレット>

http://www.shigaku.go.jp/files/s_kifu_p27.pdf